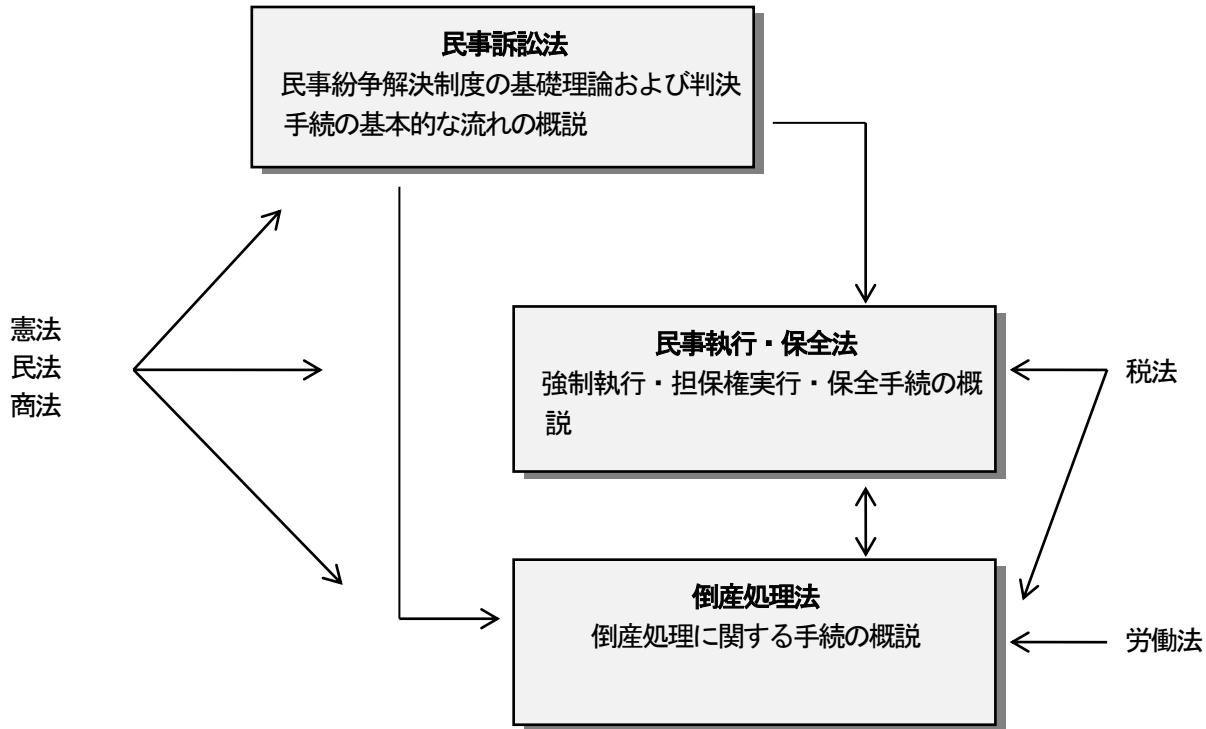


民事手続法の学び方



- ① 民事訴訟法では、民事紛争処理手続の全体像を概観するとともに、その中心的役割を担う判決手続の流れを扱う。判決手続とは、公権力（裁判所）が、対立する当事者を手続に関与させ、觀念的な権利関係を判決という目に見える形で宣言することによって、紛争を処理する手続である。
 - ② 民事執行・保全法では、民事執行手続と民事保全手続を概説する。判決で宣言された権利が「絵に描いた餅」にならないよう、権利が実現された状況を強制的に創り上げるのが民事執行手続であり、権利の実現に備えて債務者の財産の現状等を仮に変更できないようにしておくのが保全手続である。
 - ③ 倒産処理法では、破産手続を中心に倒産処理手続を概説する。倒産処理法とは、経済的に破綻したあるいは破綻のおそれのある債務者について、その法律関係を適切に処理し、債権者への公平かつ最大の弁済を試みるための法律の総称である。
 - ④ 判決手続では実体的な権利関係が判断の対象となるので、予め民法科目、商法（企業法）科目を受講してから民事訴訟法を受講することが望ましい。また民事執行・保全法、倒産処理法では、民事訴訟法の理解が前提になるので、民事訴訟法を受講した後にこれらの科目を受講することが望ましい。
- ※ 平成28年度にカリキュラムを含めた改革が予定されており、科目名等は変更になる可能性がある。